

関係各位

掛川市産業観光課長

令和9年度掛川市産業立地奨励事業費補助金に係る事前調査について（依頼）

日ごろ、市政に多大なる御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、掛川市では設備投資の促進及び市民の雇用拡大を目的として「掛川市産業立地奨励事業費補助金（新規設備投資の固定資産税・都市計画税相当額の補助）」による支援を行っております。

つきましては、令和9年度掛川市産業立地奨励事業費補助金の予算編成に際し、貴社が令和9年度に当該補助金の申請（1年目）を予定している場合は、下記のとおり事前調査に御協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和8年8月20日（木）
- 2 提出先 掛川市 産業観光課 企業誘致推進係 栗田、長嶋
F A X : 0537-21-1212
メール : sangyo@city.kakegawa.shizuoka.jp
- 3 提出書類 様式 f 「令和9年度掛川市産業立地奨励事業費補助金事前調査書」
※押印は不要です。
※土地、建物、償却資産の投資額は令和8年1月1日から12月31日の期間で新規に取得（予定を含む）したものが対象です。

以上

問い合わせ先

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市 産業経済部 産業観光課 企業誘致推進係
担当：栗田、長嶋
Tel : 0537-21-1125 Fax : 0537-21-1212
E-mail : sangyo@city.kakegawa.shizuoka.jp

掛川市産業立地奨励事業費補助金の概要

対象地域	市内全域
対象資産	新たに取得した主たる事業の用に供する土地、建物、償却資産
対象業種	製造業 ソフト・研究所 植物工場 物流業（道路貨物運送、水運、倉庫、卸売） 特定サービス（情報処理、情報提供、デザイン・機械設計）
用地要件	取得面積が1,000㎡以上であること。 取得（売買契約）後3年以内に操業していること。 企業立地促進事業費補助金の補助を受けた土地（申請予定含む）は申請対象外。
設備投資額の要件	・製造業 物流業は、設備投資額3億円以上、中小企業は5千万円以上 ・特定サービス業は、設備投資額1億円以上、中小企業は3千万円以上 ・成長産業に定める製造業の新規立地等は、設備投資額3千万円以上 ・対象業種にて <u>温室効果ガスの排出抑制に寄与する設備</u> を1,500万円以上投資する場合は、設備投資額1億円以上、中小企業は3千万円以上 ※内製費は投資額の対象外となります。
雇用要件	・掛川市民の新規雇用者1人以上、または市外事業所からの異動に際し、掛川市の住民登録をした既存雇用者1人以上 ・上記新規雇用と異動のうち代表者1人の雇用日・異動日の <u>1年前の日（基準日）</u> と比べ、 <u>申請時の当該事業所従業員数と市内全事業所従業員数が1人以上増加していること</u>
操業要件	新設等した設備等が、操業していること
補助額	取得した土地、建物、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額 ※ただし、立地場所によっては半額補助となります
補助限度額	1事業者につき3億円
申請回数	1度の投資につき、3年目まで3回申請可能
対象期間	令和8年1月1日から令和8年12月31日まで
その他	固定資産税・都市計画税の納税後、年度内に補助金を支払います。
問合せ先	掛川市 産業観光課 企業誘致推進係（電話 0537-21-1125）

※掛川市HPに要綱が掲載されております。